

家畜衛生だより

令和2年6月発行
最上家畜保健衛生所
最上地域家畜畜産物衛生指導協会
Tel: 29-1357 Fax: 23-2944

飼養衛生管理基準の改正の概要 - 豚編 -

第1回

今回の飼養衛生管理基準の改正では、家畜防疫に関する基本的なことや衛生管理区域の衛生状態の確保、病原体の侵入防止等に関して、感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに見直しされました。

飼養衛生管理基準「豚及びいのしし」については、令和2年7月1日に施行されますが、準備が必要となる一部の項目は以下のスケジュールで施行されますので、今回そのポイントをお知らせします。

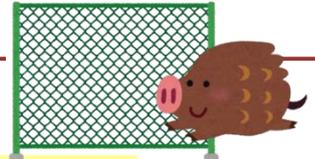
令和2年11月1日 一部施行

◎衛生管理区域への野生動物の侵入防止



衛生管理区域に野生いのししが侵入しないような防護柵の設置

- ・野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるもの
- ・定期的に点検し、破損がある場合には、遅滞なく修繕すること
- ・ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草を行うこと



◎野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕



畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への野鳥等の侵入を防止することができる防鳥ネットの設置

- ・定期的に点検し、破損がある場合には、遅滞なく修繕すること

第4回で詳しくお知らせします。

令和3年4月1日 完全施行

◎飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

◎食品循環資源の加熱処理



飼養する家畜に肉を扱う事業者から排出された食品循環資源を給与する場合には、攪拌しながら摂氏90℃以上で60分間以上またはこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理を行うこと

最上家畜保健衛生所 電話 0233-29-1357 (休日・夜間も対応)